

平成28年度

第7回越知町農業委員会総会議事録

(定例会)

平成28年10月31日

平成 28 年度 第 7 回越知町農業委員会総会会議録

平成 28 年 10 月 31 日 越知町農業委員会総会を越知町役場 3 階大会議室に召集された

1 会議日 平成 28 年 10 月 31 日（月）午前 8 時 56 分～9 時 45 分

2 出席委員（11 名）

1 山崎 耕助	2 藤原 幸子	3 松井 邦夫	4 中内 京子
5 楠瀬 克之	6 齋藤 秀夫	7 齋藤 俊彦	8
9	10 片岡 政彦	11	12 片岡 久一郎
13 岡林 富士男	14 須内 啓次		

欠席委員（3 名） 箭野正昭 大原利武 和田昌夫

事務局職員出席者（2 名）

局長 田村 幸三 農政係長 橋村 和佳

3 本会に出席を求めたもの

4 議事

議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 19 号 和解の仲介の申立てについて

5 その他

6 閉会

開会及び会議 午前 8 時 56 分

会 長 おはようございます。定刻には4分程早いんですが、本日出席の議員さんみなさんそろいましたんで、始めたいと思います。本日は大原委員、箭野委員、和田委員が欠席でございます。

時期的にはもう秋本番ですが、ようやく秋肌寒いような感じになってきて、もう今年は秋は短くて、冬になるんじゃないかという気がする今日この頃でございます。各地区で一番生姜が収穫の盛りを迎えておると思っておりますが、なかなかこの土壌も黄色いのが見えよるので天候の影響で厳しいのではないかと懸念しております。それから、野菜の植え付けにつきましては秋野菜から冬にかけての大根はじめ各種野菜が、雨などで遅れまして産市自体の品物も非常に少なく全国的に野菜が高騰しておるという事でございますので、ニラがこの間あたり農協で130円か140円ばあ市場の相場がしよって、あんな値段は今まで見たことないような値ですので、やはり葉物類が一番値がつくのではないかと思っております。天候が回復すればえいろうし、下がると思いますが全国的に今は品薄のようでございます。

それでは本日の委員会を始めさせていただきます。

本日の署名委員は片岡久一郎委員、岡林委員よろしくお願いいたします。それでは、議案に入ります。第18号農地法第3条の許可申請について事務局説明をお願いします。

事務局 はい、説明させていただきます。番号1 譲渡人〇〇〇〇さん、譲受人〇〇〇〇さん、調査委員は山崎委員です。土地の所在地番は〇〇字〇〇乙609、地目は台帳、現況共に畑、面積は46.00㎡事由は売買、他2筆の畑が計3筆で、合計412.00㎡です。番号2、譲渡人が〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇〇さん、調査委員は松井委員にお願いしております。土地の所在地番は、〇〇字〇〇甲851、地目は台帳、現況共に畑、面積は264.00㎡、事由は売買となっております。以上につきましては、農地法第3条2項第1号から6号に該当していないという事は書面にて確認しております。現地の写真や切図等付けておりますので参考にして下さい。以上です。

会 長 はい、それでは2番の調査委員、松井委員お願いいたします。

3番委員 26日に調査してまいりました。ぱっとみたら平地のように見えますけれども、ずっと南下がりの傾斜地で字界に赤線が通っており、この通り南側は3m程度の擁壁があつて一段高くなっています。周りはずべて畑で、この左側、白い点線が引かれてますけど、これ町が改修工事をしている、まだ完成して

ないような感じですけど、今回調査地のちょっと南側を、家の中をずっと通って道が大きくなるというような予定らしいですが、それに通じる町道が工事をするとある所です。この辺りは、昔に比べたら、見たとおり随分と家が増えてまいりました。ずっと高い所ですので水の心配はありませんが、この調査をした所は大分低くなっておりまして、大水が出るとあそこの青水ぐらいのところになるんじゃないかと思えますけれども、第3条の申請なんら危惧するところはないと思えます。以上です。

1 番委員 はい、それでは1番を私の方から報告します。ここは集会所から200mぐらい上に行きました〇〇谷という谷が流れてきております。そこから2m50cmぐらいで、町道〇〇線が上がって、下の倉庫の元から町道と合流しております。その中間点にある所です。写真でみた通り、左側ずっと県道が通って下が〇〇川で北の矢印というのがちょうど越知の方です。それと、この黄色く塗っておりますが、青い盛り土のようなところは、神様があってその下を上がった町道がその家と田んぼの間をずっと抜けておる所ですが、その黄色い下側というか手前になります。そこが〇〇さん宅です。その土地を譲り受けた人は、この黄色く塗っておる所の左の下側の〇〇さんです。上の町道とこの家との間が草場になって畑がありますけれども、将来的には家の防災の面もあるという事で、家主の方にも〇〇さんがよう作らんき、買うてくれんろうかという事で、〇〇さんが〇〇さんに売ったんです。面積的には412㎡になっておりますけれども、畑等は果物とかいろいろ植わっておりますが、後は草場的になっておりまして、ちょっと斜面になっております。耕地としても利用しておりますので、問題ないと思えます。以上です。

会 長 ただいま私と松井委員と共に説明しましたが、この件について意見を伺いたいと思えます。

2 番委員 これ、前からお父さん亡くなってから荒らしだして、竹が生え出してなんとかしてくれて前に言うた事があったのよ。ほんで今回相続をして畑を処理したいっていうので、うちが隣やき、登記をしてうちが貰うという事で。そういう事です。

会 長 それでは採決に入ります。藤原委員。  
(2番委員退室)

会 長 議案第18号農地法第3条の規定による許可申請について賛成の方挙手を求

めます。

(全員挙手)

はい全員です。

藤原委員、入室してください。

(2番委員入室)

1番委員 私の調査日は26日をお願いします。

事務局 はい。

会 長 議案第19号 和解の仲介の申立てについて事務局説明をお願いします。

事務局 はい、1番申立人〇〇〇〇さん、被申立人〇〇〇〇さん、土地の所在地番が〇〇字〇〇472、地目は田で面積は3133㎡の1筆です。申立書の方も添付しておりますので、内容についてはそちらも見ていただきたいと思います。後、現地の写真切図の方つけておりますので参考にして下さい。詳細については、局長から説明させていただきます。

局 長 はい、和解の申立てです。こちらの方に図面というか写真があると思います。柴尾の一本杉の近くです。黄色い部分が盛り土をして周りに比べて高くなっています。どれぐらい前か聞いたんですけど、大分前に盛り土をしたという形です。その時に申立人の方も、使い勝手が悪くなったんですけど、その時に中止を求めたんですけど、盛り土の工事を行ったと。盛り土工事を行ってその後また田んぼとして使ってます。そこで、青い部分の土地の排水も悪くなったんですけど、我慢して使っていたけれど今回は排水路、U字溝を設置してその関係で余計に使い勝手も悪くなって、排水も悪くなったという風な事みたいです。申立の趣旨としては排水が悪くなって困っていると。それで青い土地と黄色い土地について高さを戻してほしいという事と、または管理ができる排水の確保をしてほしいという事を言ってます。過去の経緯は4番に書いています。この5番の〇〇〇〇さんの方になんとか、〇〇〇〇さんが黄色い部分を作っておられる方ですけど、その方に工事をやめてくれと話をしてもなかなかうまく取り合ってくれなかったと。それで水路の工事を強行してやられたという事で、地主さんの方に言うしかないという事で和解の申立を出されてます。手紙を出してもなかなか返事も返ってこないという状況みたいです。それで農業委員会の方にこれを申請させてほしいという風な状況です。須内委員補足説明をお願いします。

14 番委員 詳細はすべて聞いたと思うんですが、自分も申請をしたいという事で〇〇さんから聞いた状況を。同じになると思いますが。多分盛り土をしたのはもう20年以上前30年にはならんぐらいかなという前から盛り土しておるんですが、盛り土する前はたしか田んぼで、両脇から三段下がった一番低い田んぼで、もうずっと湿気るとい事で、ちょっと盛り土をしたいという事で入れたんですが、自分の背丈以上の盛り土でおもいきり上げて、横に暗渠とかも抜いちゅう。〇〇さんの方に抜いちゅうんですが、なんせ田んぼなのでどうしても下へ下へ水が抜けてきてなかなか乾かないと。何度も機械入れて手伝いにいった事もあるんですけど、そのような状況で、その水路沿いに暗渠というのが一応埋設しちゅうんですが、その上にU字溝を据えてひょっとなんかあった時に点検というか、修繕もできん。大仕事になるのと、コンクリート畦で12~13cmぐらいの、昔の細い畦なんですよ。前はそこから盛り土で斜めの土管やったんですが、もうコンクリート畦にかっつりU字溝を据えて歩く事も出来ん。管理が出来んきもう頭にきたのもあるろうけど、今年放棄して遊ばせてます。田んぼもやめて。そのような状況です。

会 長 これ写真で見たらどこに排水があるが。これ白いのは道やお。

14 番委員 いや、白いのは道やないです。境界の印をしちゅうだけで。南と北が農道です。

会 長 ほんで、いなす排水はこの田んぼはどこへいくの。

14 番委員 畦際を。排水は南です。北の方は一段高いです。

会 長 真ん中が高うなっちゅうがか。ほんで、南の黄色い境のところは排水を田んぼに開いちゅうの。

14 番委員 まあ、そうです。けど、盛り土があんまり背丈以上の土地から、そこも田んぼにしちゅうもんで、どんどん下から湧いてくるやないけど、なかなか乾かん土地です。

会 長 ほんで盛り土のこの勾配は見たことないけど、この農道からいうたらこの法のとこ盛ったの。

14 番委員 そう、土をそのまま法面に。

会 長 ほんでその時の排水は農道の下を通ちゅうの。

14 番委員 農道際に小さい水路があって排水を。

会 長 この黄色いの〇〇さん所の境の元で。

14 番委員 こちらにずっと水路が。県道沿いにまた水路があって川があるんですけど、まあ勾配も少ないし、水路は通ってそこに排水は一応しゆうけど。

局 長 一応この間に暗渠は埋めちゅう。最初盛った時に暗渠みたいなやつをこの間にはやっちゅう事になってます。

3 番委員 その暗渠を埋めちゅう土地は〇〇さんのやろう。

14 番委員 畦際で〇〇さんの土地の中を暗渠は抜けちゅうがですけど、排水があんまりよくない上に、もしも何かあった時にその上にU字溝をどんと置いたんで。

会 長 U字溝は高いわねえ。

14 番委員 高い。自分の胸のあたりまである。でっかいU字溝。

2 番委員 工法的に排水にならんわねえ。

14 番委員 そうですねえ。

3 番委員 地主じゃなくて耕作人がやったんじやろう。

14 番委員 そうです。ほんで〇〇さんが、大阪に兄弟か親戚か〇〇さんという人が地主やき、〇〇さんの地主にもう手紙も出しよったけど全然返事もこんし。

2 番委員 〇〇さんと〇〇さんは兄弟か。

14 番委員 兄弟か親戚かなんか、ひっぱりでその管理はずっと。地主は〇〇さんやけど、〇〇さんが田んぼはずっと耕作しゆう。

会 長 ほんならこの青い〇〇さんのがから、〇〇さんのがへ行く排水は、南の黄色いここを通っちゅうろう。

14 番委員 農道の中に水路があってそれを排水にしゆう。

2 番委員 それを言いゆうんじゃないろう。高うしたきやね、高いところから水がくる。

会 長 ああ、水が入ってくるのか。

14 番委員 まあここを抜きゆうだけではね。

会 長 法面から入るといことか。

14 番委員 とにかく、〇〇さんの土地から言うたら背丈くらい〇〇さんの土地が高いき。いい加減細いコンクリ畦にかっつけてU字溝据えちゆうき、そら通る事も出来ん。

2 番委員 それは分からん間に土を持ってきちゆう訳よね。道は狭い。軽四ぐらいやないと通れんがやない？

14 番委員 農道はようよう軽四1台ですね。北側の方が若干農道が広いき2tぐらいはギリギリ入れる。

局 長 U字溝はどこかから貰ってきたやつをしばらくこの上に置いちゃったんですよ。それで急に据えた。

3 番委員 何のために。

14 番委員 何の為かわからん。

3 番委員 今も排水は流れゆうわけか。

14 番委員 流すつもりかしらんけど、そんなにそこで排水をしゆうような。〇〇さんの排水はこの南側に田んぼの水抜く時に落とすだけながですけど。U字溝据えたきってそんなに効力あるようには思えんがですけど。



2 番委員 排水に見せかけた土止めじゃないの。

14 番委員 かもしれん。法面ひろげたら、田んぼが広がるき。

2 番委員 国土調査入っちゅう？

局 長 国調はあくまで筆界と細かい部分は合筆するだけですので。

2 番委員 そのころからどればあ経ってから上げたの。

14 番委員 上げたのは国調のずっと前ですよ。U字溝は今年入れました。それまで法面の土羽で汁いけんど、何とか堪えて〇〇さんがやりよったけんど、もうそんなにかっつけでU字溝も据えられて。

局 長 申立としてはこんな感じになります。農業委員会としましては、まず最初にこの和解の申立がありましたので、総会の方で仲介するかどうかの判断を。

会 長 地主さんは幾つ。

14 番委員 〇〇さんは70前後やないか。〇〇さんは知らんけど。

局 長 まあ、何とか〇〇さんに〇〇さんの方は当然据える時も言うたし、据えた後も話はしゆうけど、なかなか全然いかないんで、もう地主さんの方に言うていく。手紙とかも出したって本人は言いよったんですけど、連絡が来ない。電話しようと思って〇〇さんの方に電話番号聞いても教えてくれない。もうどうしようもないので農業委員会の和解の仲介の申立をしたいという事です。

13 番委員 農業委員会で仲介する言うたらどういう風になる。

局 長 まず、和解・仲介を簡単に説明しますと、まず総会で仲介するかどうかの判断をします。仲介する場合は3人の仲介の委員さんを決めます。それで、まず仲介の開始をしますよというのを〇〇さんに連絡します。期日を決めて、いついつまでに来てくれとか、連絡をくれとかそういう風な話をして、あくまで仲介ですので、和解ですので、お互いが話し合う場所を設ける。こっち

が決定する事はできません。あくまでも民事のことですので決定することは全くできませんが、話し合う場をかまえる形になります。

それで和解が成立すればいいんですが、一回でいかんと思いますが何回かやって無理となってきたら打ち切りです。農業委員会としてはこれ以上できませんという形で打ち切るかという形の二つになりますよね。成功するか失敗するかですので。それから一応こういう事になりましたという結果について両方に報告をして、それで終わりです。話し合う場をかまえる感じになります。和解してもらうように促すというか、あくまでも仲介機関なんですね、話し合う場をかまえるというふうな感じになります。和解するように促すと言いますか、話し合いしてくださいというふうな感じになります。

あくまでも和解ですので、当然知事にも和解の申立がありました、農業委員会が受けました、受けませんでしたという事は和解の申立書がきた段階で、結果については報告せんといかん形にはなりません。こんな感じでよろしいでしょうか。

会 長 ほんで、その向こうの地主さんと連絡が取れんというのは、こっちで調べんといかんね。やるとなれば。

14 番委員 住所と名前しかわからんろう。

局 長 住所と名前しかわかりませんので、方法としては調べて電話番号が記載されてあれば電話番号わかりますけど、わからなければ電話という手はなくなります。手紙でやりとりするしかないです。それでも全然できない場合は打ち切りとか取り下げの可能性もあると思われます。仲介の土俵にも乗らない場合ですね。

4 番委員 その県外の地主さんとよね、耕作した人の契約の内容っていうかね、地主としての権利だけであって耕作に対する事はもう自分は関与せんくらいの感じの確認をとって、その後耕作した人との話し合いにならんと。

14 番委員 とにかく土地は〇〇さんやけど、盛り土に踏み切ったのも〇〇さんですき。

局 長 この申立自体が〇〇さんじゃなくて、地権者の方にきてますので。そのこの辺りは〇〇さんもよくわかってて調べて出されてるんじゃないかなという気がしますが、先程委員が言われましたようにどのような権利といいますか、どういう風な話になってるのかというのがありますね。けどなかなか確約し

ちゅう物があるわけではないので。

会 長 利用権の設定もしちゃあせんがじゃろう。

局 長 ないと思います。盛り土が30年ぐらい前ですよ。その前から。

4番委員 けど、何もしないという訳にもいかんろう。法的なお手紙やったら連絡がくるがやないろうかね。来んかったらそらどうしようもないわね。

会 長 利用権の設定もしてやりよったらやけど、闇小作というか地主に権利がねえ。

局 長 法的に言えばやってませんので、当然地主さんの方に行ってになってくると思います。

会 長 地権者に一回、その前にこの件について委員会でどうしますか。この件については委員会で正式に仲介に入るという事で構いませんか。

(委員口々に)「入らんわけにはいかんろう。」

会 長 はい、そしたら。

局 長 一応総会の方で仲介するかの判断になってますので、一応決をとって頂いてするかしないかを、まず決定して頂きたいと思います。

会 長 それでは正式に決をとらせて頂きます。今回和解の仲介、議案第19号につきましては、農業委員会として和解に向けてやるという事に賛成の方挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、全員です。

局 長 それでは仲介するという判断になりましたので、今後ですが、まず委員さんを3名決めんといきません。この場では委員さん決めるまでです。後で委員さんの方に集まって頂いて、仲介関係の通知書とかを確認して頂いて、それを相手方に送ります。という風な形になってきますので、今回の総会では仲介する事を判断しましたので、委員さんを3名決定して頂きたいと思います。

会 長 僕が入らないかんろうけど、地元の須内委員と。

14 番委員 場所的には松井さんかな。

4 番委員 知っちゅう人がえいなと思うので。

会 長 ほんなら須内委員と、松井委員と私と 3 人で仲介委員させていただきます。

2 番委員 お願いします。

局 長 はい、ありがとうございました。そしたら委員さんが 3 名決まりました。当然これは和解・仲介の期日の通知とかも話し合いで決めて頂きたいと思えます。和解ですので現地確認で皆に現地にきて頂いて、いろいろ話をしてですね、当然お二人の言い分あるでしょうから、和解が出来るような感じで上手く仲介して頂くという風な感じにはなってきます。まあ、連絡があった場合はですね。

どうしようもいかん、仲介やっても無理という形やったら当然打ち切りとかいう場合もあります。あくまでも仲介です。決定権はありません。こうしてくれという事も言えません。上手く話せるような場を構えて納得できような、例えば代替案を考えて言うちゃるとかですね、そんな感じに多分なると思われます。

会 長 地権者に連絡をせないかんねえ。

事務局 そうですね。

会 長 農業委員会名で通知書を出してよねえ。

3 番委員 当事者 2 人はよく知っちゅうんやろう？

14 番委員 場所を知ってるだけです。〇〇さんは知ってます。〇〇さんは知らないです。

3 番委員 作りゆう人の風評とか。

14 番委員 町外やきわからんです。そこまでわからんです。耕作しゆうのぐらいしか知らんき、風評までは。

局 長 肅々で行うのであれば、〇〇さんの方に手紙を出して。

会 長 そら、地権者にも一回出しちよかないかん。

局 長 〇〇ですけど出して、連絡がとれるようにして、日程を調整してきてくださいというような話をして。

会 長 地権者はこの苦情が来ちゆうことは知っちゆうがやろうかねえ。

事務局 それはわからんですねえ。

局 長 手紙は送っちゆうけど連絡はないという事ですので。

14 番委員 〇〇さんが電話番号教えてくれんし、手紙は送っちゆうけんど返事もないって。

局 長 住所もこれ以上は追跡もできませんので、途中で引っ越しとかして変わっちゆう場合もあります。

14 番委員 けど、着かんかったら戻ってくるきね。それがなかったら着いちゆう事は着いちゆうがやない。

局 長 こちらから出す場合は、本人が受け取った印をもらうとか、農業委員会から出す場合はしなければならぬと思いますね。

12 番委員 幾つばあの人で？

局 長 わからないです。全然わからないです。

2 番委員 内容証明が一番やねえ。かわっちゆうとかいろいろあったらそれなりの所に相談に行ってもろうて、まあ内容証明で。

局 長 とにかくまず連絡とってみてという形にはなります。

会 長 そしたら事務局は、またその辺をお願いします。

事 務 局 はい。

会 長 他に和解の仲介のことで。もうそこまでいったら、それから後は。

局 長 はい、もう今日はここまで。

会 長 では、本日の案件は以上になりますので、議事を終了します。  
続いてその他にうつります。小休します。

閉会 午前9時45分